

札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会

第1回評価ワーキンググループ

会 議 録

日 時：2021年6月21日（月）午後6時開会
場 所：札幌市子ども未来局大会議室

1. 開 会

○事務局（島谷子ども企画課長） ただいまより、札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会第1回評価ワーキンググループの会議を始めさせていただきたいと思います。

本日はお忙しい中、こういう時間、夜遅くになりますが、ご参加いただきまして誠にありがとうございます。私は、本日の会議の進行を務めさせていただきます、札幌市子ども未来局子ども企画課長の島谷と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議に入る前に幾つか報告事項がございます。

まず、この会議につきましては、札幌市情報公開条例第21条に基づきまして公開という形で実施させていただきます。今回、オンラインでの会議になりますが、事前に報道機関1社から取材の申込がありましたので、報道機関1社並びに市役所の関係部署の職員が本日見ているという形ですので、ご承知いただければと思います。

そして、事前にお送りしております資料なのですが、お持ちでしょうか。

まず一つが、札幌市の児童虐待防止のための取組をまとめましたファイルがまず一つ。皆さん、よろしいでしょうか。

それと、黒いバインダーに入っています個票を綴じられた資料。よろしいでしょうか。

それでは、進めさせていただきます。

2. 委員紹介

○事務局（島谷子ども企画課長） それでは、今日、今回のワーキングは初回という形になりますので、簡単に委員の皆様から自己紹介をお願いしたいと考えております。

それでは、まず最初に、児童福祉部会の松本部会長のほうからお願いいたします。

○松本部会長 声は聞こえていますでしょうか、大丈夫ですか、分かりました。松本でございます。この委員会、評価ワーキングの1回目ということでございますけれども、それぞれお願いをした先生は、それぞれ大変ご活躍で、かつ、大変お忙しい方々だということをあえて承知の上で、ぜひにとお願いをいたしました。快くお引き受けいただいて本当にありがとうございます。このような形で、死亡事案が起こって対応すると、対応した後のことについて第三者からいろいろご意見をいただくというようなことは、あまり、日本の検証、死亡事例の検証でもあまり例のなかったことではないかというふうに考えております。そうした意味で、札幌市のほうでもそういう形で、よりオープンに、かつ前向きに評価を受けながら進めていこうというふうな姿勢を示していたことに大変敬意を表すると同時に、そこに積極的にご参画いただくということになった委員の先生方にも、まずもって感謝を申し上げます。そういう機会でございますので、忌憚のないご意見を頂戴して、よりよい形に進めていければと考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（島谷子ども企画課長） ありがとうございます。

続きまして、高橋委員、お願いいたします。

○高橋委員 札幌で弁護士をしております高橋です。声聞こえますでしょうか。一昨年の6月の死亡事例につきまして、一步でも二歩でも提言が進んでいると思います。具体的に議論をさせていただきたいと思っております。ちょっと5月15日までコロナで入院しておりましたけれども、何とか1カ月たって元気になりましたので、どうかよろしくお願いいたします。

○事務局（島谷子ども企画課長） ありがとうございます。

続きまして、鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木委員 鈴木秀洋です。どうぞよろしくお願いします。さっき、松本先生がおっしゃっていたのですけれども、私も検証とか関わらせていただいたり、いろいろな自治体の仕事をしたりすることがあるのですけれども、その後に検証報告をまたさらに、その進行を含めて、また検証をするという例というのは聞いたことはないのですが、今回のこの札幌の取組というのに非常に、本当に、すごいなという言い方は変なのですが、本当に真摯などと、検証に、報告に参加させていただいたときも、かなり、自治体、札幌のほうで真摯に取り組んでいただいたのはすごく自分のほうでも分かるのですけれども、その後も継続的にやっているところで、このような機会に参加させていただいて非常にありがたいというふうに思っています。同じ方向で、同じチームという形で関わらせていただければというふうに思います。どうぞよろしくお願いします。

○事務局（島谷子ども企画課長） ありがとうございます。

続きまして、中板委員、お願いいたします。

○中板委員 久しぶりでございます。武蔵野大学の中板です。昨年はいろいろお世話になりました。先生方がおっしゃっていたように、本当に、まとめる際には、けんけんがくがく、いろいろありましたけれども、でも市の方たちが、本当に、何かやっぱり変わっていかなければならないという姿勢が非常に強く印象的で、その変化がですね、これからまた一緒に考えながら、一步でも二歩でも進めていけると思うととてもありがたいなと思いますし、私もとても勉強させていただこうと思っております。よろしくお願いいたします。

○事務局（島谷子ども企画課長） ありがとうございます。

続きまして、藤原委員、お願いいたします。

○藤原委員 皆様、初めまして。北星短大の藤原と申します。聞こえますでしょうか。私は、今日からが、初めてこのような会議への参加ということですので、何も分からないのですが、本当に札幌市民の一人としてというような意識で参加したいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（島谷子ども企画課長） ありがとうございます。

続きまして、増沢委員、お願いいたします。

○増沢委員 子どもの虹情報研修センターの増沢と申します。よろしくお願いいたします。検証報告ができてからの参加ということで、恐らく、自分が役割として期待されているのは人材育成のところかなと思っておりますけれども、何とぞよろしくお願いいたしま

す。

○事務局（島谷子ども企画課長） 皆様ありがとうございます。

それでは、事務局職員を私のほうからご紹介させていただきます。

まず、山根子ども未来局長です。

○事務局（山根子ども未来局長） よろしくお願ひします。

○事務局（島谷子ども企画課長） 野島子ども育成部長です。

○事務局（野島子ども育成部長） どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（島谷子ども企画課長） 続きまして、札幌市保健所から阿部地域保健・母子保健担当課長です。

○事務局（阿部地域保健・母子保健担当課長） どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（島谷子ども企画課長） それでは、続きまして、児童相談所のほうからよろしいでしょうか。

○事務局（山本児童相談所担当局長） 児童相談所担当局長の山本です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（伊藤緊急対応担当部長） 緊急対応担当部長の伊藤と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（舘医事担当部長） 医事担当部長の舘と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（島谷子ども企画課長） そのほか、各部の事業を担当しております課長、係長がそれぞれ出席してございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

3. 子ども未来局長あいさつ

○事務局（島谷子ども企画課長） 次に、事務局を代表いたしまして、子ども未来局長の山根よりご挨拶を申し上げます。

○事務局（山根子ども未来局長） 改めまして、子ども未来局長の山根でございます。委員の皆様におかれましては、大変お疲れの中、また、コロナ禍でお取り込み中の中、このワーキングにご参加いただきまして誠にありがとうございます。松本部会長を初め、高橋先生、鈴木先生、そして中板先生におかれましては、検証ワーキングに引き続きお力をおかりすることになりました。重ねて深くお礼を申し上げます。また、藤原先生、増沢先生につきましても、どうぞよろしくお願ひいたします。

昨年の3月に検証報告書をいただきまして、約1年3カ月がたったところでございます。報告書を手交いただいた直後には、私どもの市長、秋元のほうから直接、全職員に向かってメールが発信されました。その中では、直接業務に関係のない部署の職員も含めて報告書をしっかり全員読むこと、そして、その報告書の中でご指摘いただきました仕事の進め方、あるいは職員の意識の持ち方などについて、改めて市長の言葉で職員に語りかけられ

るものでありました。このようなことは、私の役所人生３５年の中でも極めて異例なこと
であります。以来、この間、ご提言に基づきまして、札幌市といたしましても様々な取組
を行ってまいりました。しかしながら、これからご報告させていただきます私どもの取組
も、まだまだこれからもさらに取組を進めていかなければならない部分が多々あると思
います。皆様におかれましては、どうぞ忌憚のないご議論、ご意見を頂戴いたしまして、何
とぞ私どもにお力添えをいただきたいと思います。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

４．座長・副座長の選出

○事務局（島谷子ども企画課長） 続きまして、次第の４番、座長・副座長の選出につ
いて移らせていただきます。

座長、副座長の役割についてなのですが、座長は、もちろんこの会議運営全般を仕切っ
ていただくことをお願いしたいと考えてございます。また、副座長は、座長が万が一出席
ができないときに、その代役を務めていただくことになろうかと思います。この座長、副
座長の選出につきましては、特段決まりがございませんので、もし皆様方から何かご意見
あればお願いしたいのですが。

○鈴木委員 松本先生にお願いしたいです。

○事務局（島谷子ども企画課長） ありがとうございます。今ご意見ありましたとおりに、
児童福祉部会の松本部会長に座長をお願いしたいと考えております。また、副座長の指名
に当たりましては、松本部会長のほうから指名させていただくことを今考えておりますが、
皆様、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○事務局（島谷子ども企画課長） ありがとうございます。

それでは、座長は松本座長にお願いしたいと思います。

それでは、松本座長から、まず副座長の指名を、何かご意見ございましたらお願いした
いののですが。

○松本部会長 藤原先生にお願いできればと思います。

○事務局（島谷子ども企画課長） それでは、今、座長のほうからの指名がありましたの
で、藤原先生のほうでお願いしたいと考えてございます。

５．座長・副座長あいさつ

○事務局（島谷子ども企画課長） では、また改めまして松本座長のほうからご挨拶をお
願いいたします。

○松本部会長 先ほど申し上げましたので、改めてということではありませんけれども、座
長を仰せつかりましたのでよろしくお願いいたします。また、副座長をお願いいたしました
藤原先生、検証ワーキングにはご参加ではありませんでしたけれども、逆にちょっと外

から見ていただくということも大事かと思えますし、札幌市のほかのいろいろな行政のことも見ておられるかと思えますので、そういう立場からいろいろと御指導いただければというふうに思っております。また、各ワーキングの委員の方、札幌市の方と少し相談していろいろお願いに上がっていただいたということでもありますけれども、特に藤原委員、増沢委員には、検証ワーキングに参加していない自由なお立場からご発言といえますか、積極的にコメントしていただければというふうに考えています。この検証は、検証報告自体、これがよかったのかどうかということも我々は考えなければいけないのかどうかというふうに考えておりますので、増沢委員におかれましては、人材育成のところで、恐らく日本で一番お詳しい方だというふうに考えておりますけれども、それ以外のところも積極にご発言いただければというふうに思っております。また、鈴木委員、中板委員におかれましては、以前の検証ワーキングのときに、札幌市の、直接、これまで関わりのなかったお立場から、母子保健、あるいは鈴木委員は、地域での子育て支援の連携のあり方ということについて、それぞれ第一人者かというふうに考えております。そのお立場からご参画いただきましたので、特に、あの検証でこんなふうになったことは、その後どうなったというふうに、率直にご意見をいただければというふうに考えております。これから、どういう形で検証を行っていくか、評価を行っていくかということも、前例はございませんので、皆様とご相談をしながら、外に向かって札幌市がどのように進んでいくか、あるいは、そこに外部の形で関わった我々がどういうふうに考えて何を議論したかということをやっと分かるようにして、今後も施策の前進に少しでも寄与できればと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（島谷子ども企画課長）　ありがとうございます。

藤原副座長のほうからもご挨拶お願いいたします。

○藤原委員　改めまして、藤原と申します。これまで検証してきたことを改めて評価するというようなことに対して、具体的に私自身が何ができるのかというところは甚だ心配なところもあるのですけれども、非常に社会的な関心の高いこの案件といえますか、このことに関して、少しでも、今までやってきたワーキンググループが分析したことでとか、その観点ということを、本当に私はそれに対しては部外者ですので、第三者的な思いも持ちつつ、あわせて、ここから始まる評価のワーキンググループのメンバーの一人として、何か、今までやったことにさらに新たな観点とかを、必要なのか、そうではないのかという辺りも含めて検討をさせていただければというふうに思っています。よろしくお願いいたします。

○事務局（島谷子ども企画課長）　ありがとうございました。

それでは、ここからの議事進行につきましては松本座長のほうにお願いしたいと思えます。

6. 札幌市からの提言に係る取組報告等

7. 質疑応答

○松本部会長 分かりました。まず確認なのですが、評価ワーキングの報告は、児童福祉部会に委嘱されて、児童福祉部会でもう一回議論されて、市長に渡されると。

○事務局（島谷子ども企画課長） そういう形で進めたいと思います。

○松本部会長 そういう意味では、高橋さんと私は児童福祉部会委員をしておりますので、検証ワーキングに関わって、児童福祉部会でご報告をいただくような形、そこに私が座長をするのはいかがなものかという気持ちもないわけではないのですが、児童福祉部会のところで報告いただいて、児童福祉部会で確認をして市長にお渡しをすると、そういう手続をとります、そういう形のワーキングになります。それは検証ワーキングも同じ形をとっております。そのことはまず明確に。

あと、スケジュールですけれども、これは議論をいただくときに、確認をしておこうというふうに思います。これは後で事務局のほうからご説明がありますか、それとも、今私が確認しておきましょうか、今の段階でのお考えは、日にちがいつというよりも、大体いつ頃にどうというふうな。

○事務局（島谷子ども企画課長） 一旦ですね、7月に一度このワーキングをやらさせていただきますまして、その次に、8月に3回目のこのワーキング会議をやりたいと思っております。その中でまとめられればと思っておりますが、多分、途中いろいろヒアリングですとか確認していただくような事項が出てきますことから、あまりそこを、お尻はいつまでというのは決めない形で進めさせていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○松本部会長 了解いたしました。今のスケジュールをご了解いただきたい、2点です。一つは、夏頃をめどにしたいと。ただし、議論の拙速を避けたい。したがって、取りまとめは秋以降に延びる可能性を含むということでございますけれども、この点はよろしゅうございましょうか。そんなに長く引っ張りたいとも思いませんけれども、ただ、やっぱりきちんと議論をして、あるいはしかるべきところにお話を伺ってまとめていくという作業をします。特に、オンラインでの作業になりますので、当面。通常よりは時間がかかるということがあるかと思っておりますので、8月まとめにこだわらずに、秋まで延びるということをご了解いただければというふうに考えております。これでよろしゅうございましょうか。今のところ3回の日をいただいておりますけれども、若干ずれるということもお含みいただければと思います。鈴木委員、中板委員におかれましては、札幌市の前の検証会議もまた延びるのかと、何回もつき合うのかというふうなお気持ちがあるかもしれませんけれども、ぜひお時間頂戴できればというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それと、今日の進め方ですけれども、一つ札幌市からかなりの資料を準備していただいております。それは、札幌市の前の提言を受けて、項目に分けて、今このような形で進めているということの資料でございます。今日はこれをご説明いただいて、これについて質疑応答をしていただいて、今札幌市がどういう形で進めている、進められようとしている

のかということの共通理解をつくるということが、今日のまず獲得目標ということになります。事務局のほうもそういうことでまたよろしくお願いします。

○事務局（島谷子ども企画課長） よろしくをお願いします。

○松本部長 時間のほう、10分、20分で説明できることではありませんので、そこに時間を取りたいと思います。もう一つは、少し時間を残して、今後のワーキングの進め方について多少ご意見をいただくというふうな時間を取りたいと思います。といいますのは、今、部局からお話がありましたけれども、例えば担当の方、関係者にヒアリングを行うということ、ヒアリングを行うのかどうかと、行うとすると、それはどういうふうなことになるのかということについても、あるいは評価の報告書なり報告のポイントなどについて、あらかじめ議論をしておくというようなこともあるかと思いますので、そうした議論の進め方、あるいはヒアリング等についても、今日の段階でお考えのことがあればご意見いただきたいというふうに思います。最後はそういう時間に充てたいと思います。今日のところで全てを決めるというよりも、そこを踏まえて、次回の頭で、こういう形でヒアリングを行ったり、こういうことがポイントになるということを議論をして、その上でワーキングを進めていくというふうにしたいと思います。今、私も、事務局、これでよろしいですかと言ったように、シナリオはありません。役所の会議ではかなり異例のことかと思いますが、前の検証もそうでしたけれども、全くシナリオなしで、むしろ、前例のないところをどんなふうにつくっていくかというような形で議論をしたいと思いますし、事務局のほうもそういう形で、いろいろ我々と一緒に進行をしていただけないかというふうに考えております。大まかな進め方といいますか、方向、そういうようなことを確認をしておきたいと思いますが、今の点についていかがでございましょうか。そういう状態でよろしいですか。今日のところは、まず事務局のほうからご説明いただいて、今の札幌市の状況なり方向についてご理解いただいて、質問等、その場で質問をしていくということと、今後の進め方についてご意見をいただくと、この2点にしたいと思います。よろしいですか。

それでは、ご了解をいただいたということで、事務局のほうから資料についてご説明をお願いいたします。

○事務局（島谷子ども企画課長） それでは、札幌市の取組、提言に対する取組報告をこれより行わせていただきたいと思います。資料1から3までになってございます。

まず、資料の1をご覧くださいと思います。児童虐待防止のための札幌市の取組（令和元年6月以降）と書かれたA4の資料になります。皆さん、大丈夫でしょうか、資料は。

この資料は、令和元年6月の事案が発生して以降、札幌市の取組を時系列でまとめさせていただいた資料です。改めて私のほうから説明させていただきたいと思います。

それでは、まず資料1の上の1番、令和元年6月5日、この日に事案が発生してございます。

そのすぐ下、2番、令和元年6月10日には、札幌市の第1回札幌市児童虐待防止緊急

対策本部会議を開催いたしまして、乳幼児健診未受診者対策の再提言ですとか、夜間休日対応の検討を行ったところでございます。

そして、その下、3番には、令和元年6月20日には、子ども・子育て会議の児童福祉部会を開催させていただきまして、検証ワーキングを開催することを決定したところです。

これを受けて、このページの一番下、7番になりますが、令和元年7月20日に第1回目の検証ワーキンググループ会議を開催したところです。

それ以降、令和2年2月まで、計12回のワーキングを開催いたしました。

裏面をご覧くださいければと思います。

2ページです。8番の令和元年10月以降、児童相談所の組織体制の強化であったり、乳幼児健診の未受診者対策の強化、もしくは、情報システムの強化など、様々な取組を進めさせていただいたところでございます。

そして、12番、令和2年3月6日に開催いたしました児童福祉部会におきまして、検証ワーキングで取りまとめていただきました報告書の審議を行い、その下、13番、3月11日に松本部長より秋元市長に検証報告書が手交されたところでございます。

その後、14番になりますが、3月17日に札幌市の緊急対策本部会議を開催しますとともに、15番、先ほど山根局長のほうからもご紹介ありました、秋元市長から札幌市全職員に向けましたメッセージが発出されたところでございます。

次のページをご覧ください。

16番、令和2年4月1日に、児童相談所、あと、保健センターの組織体制の強化を行ったところでございます。

そして、17番、令和2年4月24日に、児童虐待防止に関する対策を市役所全庁的に推進し、組織横断的な取組を進めるということを目的に、これまでの本部会議を改変し、秋元札幌市長を本部長といたします札幌市児童虐待防止対策推進本部を設置したところでございます。

そうしまして、19番、令和2年5月13日に第1回目の本部会議を開催し、本部長であります秋元市長から、子どもの命を守ることを最優先に考え、検証報告書で指摘された内容について組織横断的に改善策を検討することという指示が出されたところでございます。

続きまして、裏面をご覧ください。

21番、令和2年11月9日には、令和2年度の第2回の本部会議を開催いたしました。この際、秋元市長からは、再発防止のために必要な組織体制づくりに向け、今後行われる定数機構、予算編成においても全庁横断的な議論を行い、具体的な取組を進めることという指示が出されたところでございます。

これを受けまして、このページの一番下、25番、令和3年4月1日に、児童相談所と保健センターの組織体制のさらなる強化がなされたところでございます。

そして、最後のページ、26番になります。今年度、令和3年度に入りまして、第1回

目の本部会議を5月21日に開催したところです。ただ、新型コロナウイルスの感染症の緊急事態宣言直後ということもあり、書面での開催となりました。ただ、市長からは、この概要欄に記載していますとおり、様々な取組を進めてきたが、道半ばであり、外部評価の結果を待たずして改善が必要と考えられる項目については、直ちに検討を開始すること、全庁一丸となってさらに取組を進めていくこと、今後も全職員が協働の視点、支援を受ける側に立った視点で仕事に当たる組織風土づくりを進めていくよう指示が出されたところでございます。

以上が、事案発生から現在まで札幌市の取組をまとめました資料1の説明は以上です。

○松本部長 分かりました。今、経過の概略を、検証報告以後を含めてお話しされました。この点について、何か確認事項、質問等ございませんか。

児童虐待防止緊急対策本部会議というのは、これは庁内での、どういう構成になっていましたか、これは皆さんに資料いつているのですか。

○事務局（島谷子ども企画課長） 資料は、この中に入っています。

○松本部長 庁内の、部局横断的な形で、それぞれの部局の責任のある方が出られているという会議だと思うので。

○事務局（島谷子ども企画課長） こちらの補足資料の17番に資料を追加させていただいております。

○松本部長 17番ですか。

○事務局（野島子ども育成部長） 右上に数字が入っていると思うのですが、17番の。

○事務局（島谷子ども企画課長） ちょっと分かりづらいのですが、17番の追加資料をつけさせていただいています。

○松本部長 基本的には、市の中で、ここでいろいろ議論をされるというところが部局横断的だと、マネジメントレベルの組織だということですね。

○事務局（島谷子ども企画課長） そうですね、関係する局長職は本部員としています。

○松本部長 私自身は、この辺についてはいろいろ、ほかの部会とかでもやっていることがあるのですが、やっぱり市の外からの方は、こういうふうな組織を庁内でつくって、年2回ぐらいですかね。

○事務局（島谷子ども企画課長） はい、そうですね。

○松本部長 いろいろ進捗状況を確認されているということでもあります。

ほか、何か、今経過について、あるいは組織改正について、何かご質問があれば。

特にないようでしたら、また後で出していただくということもオーケーということで、実際の検証報告の提言に沿って、項目を分けて、札幌市が今どういう現状で取り組まれているのかということを確認したいと思います。

では、ご報告お願いいたします。

○事務局（島谷子ども企画課長） 続きまして、A3の資料2と書かれた資料をもとに説

明させていただきます。少し厚くなった資料になります。よろしいでしょうか。資料２、検証報告書の提言に対する具体的な取組の内容及び実施状況についてという資料です。

検証報告では七つの提言が盛り込まれておりまして、それぞれに中項目があり、それに対応する形で札幌市の取組方針というものを定めているところがございます。こちら、資料の２の左上の囲みの上のところに、提言の番号、この１ページ目でいけば、１番と書かれたのがそうですね。その下に、①、②と記載しているのが中項目になっております。その下の大きな囲みというか表には、それぞれの番号に対応いたしました札幌市の取組方針を、片仮名でア、イという形で取組方針を記載させていただいております。その横には、方針に基づいた具体的な取組内容、さらにその横には実施状況、そして、取組の進捗状況を実施区分という形で、アルファベットのＡからＤで記載させていただいております。その実施状況に対する自己評価を横に記載させていただきまして、さらにその横には、自己評価を踏まえた今後の方向性を評価区分という形で、ローマ数字のⅠからⅢで記載させていただいております。一番右の列には、市役所の担当部を記載させていただいております。取組方針ごとに二重線で囲みました部分、１ページ目でいけば中段の部分に二重線で囲った取組方針に対する自己評価といった形でまとめさせていただいております。この後、それぞれの提言、取組方針ごとに、主な取組と自己評価を中心に、極力簡潔に説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、早速説明に入らせていただきます。

まず、一つ目の提言、区及び生活圏を単位とした支援体制の強化の必要性という提言がされてございまして、それに対応いたします取組方針として、まずその一つ目、片仮名のアで記載させていただいております、子ども家庭総合支援拠点を整備するなど、区を単位とした相談支援体制を整え、妊娠期から出産・育児まで切れ目のない支援を行うというものでございます。

この取組方針の実現に向けまして、具体的な取組内容のところの（ア）の実施状況のところに記載していますとおり、令和２年４月から、札幌市、全部で１０区ございますが、全区に１名ずつ母子保健相談員を配置し、ミドルリスク妊婦への支援を強化しているところでございます。

その下、（イ）、こちらでは、妊婦支援相談事業の中で新たに個別支援プランを作成、導入することとして、支援の入り口に当たります母子健康手帳の交付時での関係づくりを強化しているところでございます。

この取組方針に対する自己評価といたしましては、妊娠期から切れ目のない支援の実現に向けまして、今後もさらなる体制強化を進めるとともに、支援方針を共有し、有機的につなげていく取組が必要になってくると考えているところでございます。

取組方針のアの説明は以上です。

続きまして、その下、二つ目の取組方針、イです。家庭児童相談室を中核とした各区の

要対協の機能強化を図るとともに、児童相談所との連携強化を進めるという取組方針でございます。

こちらも同様に、具体的な取組内容アに記載しておりますとおり、要対協の事務局であります、区役所に置いています家庭児童相談室、こちらに、令和3年4月までに、相談件数が特に多い6区におきまして、計9名の人員増を図り、体制を強化して迅速な対応に努めているところでございます。

一つ飛びまして、取組内容の（ウ）、こちらでは、記載の児童相談システム、あと、家庭児童相談システム及び母子保健システム、こちらの機能改善を行いまして、タイムリーな情報連携を可能にしたところでございます。

そして、一つ飛びまして（オ）、こちらは、令和3年4月から児童相談所に新たに家庭支援課という新たな課を設置いたしまして、区役所が支援しています対象家庭の支援方法などについて助言を行うことができる体制づくりを進めてきたところでございます。

自己評価といたしましては、このように、区役所の要対協の中核を担います家庭児童相談室の機能強化に向けて、組織改編や人員増、業務の見直しを行ってきたところでございます。今後、さらなる体制強化を進めますとともに、今年の夏に稼働を予定しております子育てデータ管理プラットフォーム、これをしっかり活用しながら、要対協の事務局機能をしっかりと発揮させていきたいというふうに考えてございます。

取組方針イの説明は以上です。

1枚おめくりいただければと思います。

続きまして、取組方針の三つ目、ウでございます。

子ども福祉分野において生活支援担当が果たすべき役割を明確化し、組織における方針を徹底するという取組方針でございます。

こちらも、（ア）のところに記載しておりますとおり、今年度、令和3年度の全ての区役所の生活支援実施方針におきまして、子どものいる世帯に対する適切な支援というものを重点事業に指定させていただきまして、児童虐待防止に組織的に取り組む姿勢を明確にしたところでございます。

続きまして、（イ）では、生活支援担当職員の児童虐待防止施策ですとか、要対協の役割に関する各種研修に努めているところでございます。

そして、一番下、（ウ）では、生活支援などに関します相談時に、母子世帯に対しましてひとり親のための暮らしガイドというパンフレットを配付いたしますとともに、世帯の状況に応じ、保健センターの相談窓口を紹介するなど、区役所の中で確実に支援をつなぐよう努めているところでございます。

自己評価といたしましては、生活支援の運用に当たって、子どもへの支援の観点を位置づける取り組みを今述べたように進めてきましたが、今後も継続した子どものいる世帯への適切な支援の徹底、保健センターや家庭指導相談室などの関係機関との連携を深めていく必要があるものと考えております。

取組方針ウの説明は以上です。

1枚おめくりください。

続きまして、取組方針の四つ目、エでございます。

子どもと関わる機関や地域の支援団体とのつながりを深め、顔の見える関係性を構築し、地域全体で子どもを重層的に見守る環境を整えるというものでございます。

こちら、具体的な取組内容（ア）にありますとおり、学校や地域を巡回するスクールソーシャルワーカーですとか子どもコーディネーター、これらの要対協の個別検討会議への参加による情報共有と連携の仕組みづくりといったものを進めてきたところでございます。

次の（イ）のところでは、今ご説明いたしましたスクールソーシャルワーカーですとか子どもコーディネーターの増員などの取組も進めてきたところでございます。

自己評価といたしましては、地域全体で子どもを見守る環境を整えていくため、学校や地域の団体などと情報共有の仕組みづくりなどを進めてきたところでございますが、今後さらに地域や学校とのつながりを深め、支援体制といったものを整えていく必要があるものと考えてございます。

エの説明は以上です。

続きまして、取組方針オ、保育施設における虐待事案への対応を強化するという取組方針でございます。

こちらは、認可外保育施設などに対しまして、児童虐待防止ハンドブックの分かりやすいダイジェスト版を作成し、昨年10月に配付し、改めて周知を図ってきたところでございます。

自己評価といたしましては、保育施設における児童虐待防止に関する意識向上を図るため、今後も立入調査などによる指導や研修を通して、取組の徹底を図っていきたいというふうに考えております。

まず、提言1に対する取組方針の説明は以上でございます。

1枚おめくりください。

続きまして、提言の2、母子保健体制の見直し、乳幼児健診の改善の必要性についてであります。

こちらの取組方針の一つ目、ア、こちらは、保健師の基本的な支援活動や乳幼児健診が果たす役割を再認識し、日常的業務の徹底を図るというものでございます。こちら、この取組方針の実現に向けまして、（ア）と（イ）に記載しておりますが、保健所、各区役所に保健センターがございまして、こちらの職員を中心に、それぞれの分野でワーキンググループによる検討を進め、乳幼児健診ですとか保健師活動のあり方などについての課題や改善策を整理し、改善を図ってきたところでございます。

そして、取組内容の（ウ）でございますが、乳幼児健診の役割の重要性について再確認するとともに、カンファレンスのあり方を見直し、職員間の情報共有や引継方法を改善さ

せてきたところでございます。

また、（ウ）の下段に記載してございますが、乳幼児健診の未受診者対策につきましては、支援が必要な対象の状況確認について徹底を図ってきたところでございます。

そして、取組内容の（オ）では、母子保健システムの改修、機能改善によりまして、進捗管理が組織的に管理できるよう体制を整備したところでございます。

自己評価といたしましては、乳幼児健診におけますカンファレンスの実施手法や世帯状況に応じた適切なアセスメントなど、日常業務を再確認し、その徹底を図ってまいりました。今後も、各区の母子保健業務におきまして日常的業務を徹底し、さらなる技術の向上、組織マネジメントの強化を図っていききたいというふうに考えております。

取組方針アの説明は以上です。

1枚おめくりください。

取組方針の二つ目、イでございます。地域住民の健康増進に寄与する保健師活動体制のあり方を検討するというものでございます。こちらは、先ほどの取組方針のアと重なる部分もございますが、母子保健における保健師活動の現状や課題を明確化し、母子保健の目指す方向性や体制づくり、地区管理の方法など、保健師活動のあり方について検討を行ってきたところでございます。今後は、それらの取組の徹底ですとか、地域での関係機関との連携を強化していく必要があるというふうに考えてございます。

続きまして、その下段、取組方針のウ、母子保健活動の中での地域精神保健の役割を強化するというものでございます。

こちらは、母子保健活動の中での地域精神保健の役割の強化につきましては、（ア）の上段に記載してありますとおり、令和2年4月から心理相談員を増員したところでございます。子どもの精神発達面での専門的な見立てや助言を行うことができていると考えておりますが、今後は、札幌市、10区ございますが、1区に1名配置し、さらなる強化を図っていききたいというふうに考えてございます。

その下段では、母親の成育歴などを考慮し、区の精神保健福祉相談員や病院などと連携して支援を行っているところでございますが、困難ケースにおいて精神保健との連携が十分ではない事例もありますことから、区の精神保健相談員とのさらなる連携のあり方について検討していく必要があるというふうに考えてございます。

提言の2に対する取組は以上でございます。

次のページをご覧ください。

続きまして、提言の3、アセスメントと支援方針の共有を軸とする協働体制の構築と進捗管理の徹底の必要性が提言されてございます。

その取組方針の一つ目、アでは、要対協を有効に運用するための機能強化や運用方針の見直しを進めるというものでございます。こちらは、先ほど提言の1でもご説明いたしましたが、各区の要対協の機能強化と重複いたしますが、（ア）では、先ほども説明した三つのシステムの改修によるスムーズな情報共有、（イ）では、管理ケースの一元化など、

さらに、（ウ）では、児童相談所に新たに家庭支援課を設置するなどの組織再編を行ってきたというものでございます。

自己評価も先ほどと同じものでして、今後さらなる体制強化を進めるとともに、夏に予定しております子育てデータ管理プラットフォームを活用しながら、しっかりと要対協の事務局機能といったものを発揮させていく必要があるというふうに考えてございます。

続きまして、その下段、取組方針のイでございます。

児童虐待調査や支援の過程におけます在宅支援アセスメントシートの活用の徹底を図るというものでございます。

こちらは、虐待通告時や支援の過程で得た子どもや養育者などの状況の変化を在宅支援アセスメントシートに反映させ、報告による共有と組織的な検討が行うことができているものと考えております。今後も、世帯の状況や課題を明確化し、この在宅支援アセスメントシートの活用を徹底させていきたいというふうに考えてございます。

次のページをご覧ください。

取組方針のウでございます。各職場単位での組織マネジメントの徹底を図るというものでございます。こちら、この取組方針の実現に向けまして、（ア）では、各区において支援対象者の進行管理台帳などへの記録、組織的な進捗管理の徹底を図ってきたところでございます。

また、一つ飛びまして（ウ）では、役職者向けの研修におきまして組織マネジメントや協働の大切さについて学ぶカリキュラムなどを新たに追加したところでございます。

自己評価といたしましては、組織マネジメントの徹底を図っていくため、今後は、先ほどもご説明いたしました子育てデータ管理プラットフォームの導入によるハード面での環境整備と併せまして、システムの運用、研修などでの管理職への組織マネジメントへの意識づけといったものを徹底していく必要があるというふうに考えてございます。

次のページをご覧ください。

取組方針のエでございます。各職場単位で管理職を中心とした職員の意識の向上を図り、協働の文化を醸成するというものでございます。

こちらの具体的な取組内容の（ア）のところでは、詳細な説明は省略させていただきますが、まず、職員の意識の共有を図ってきたところでございます。

さらに、（イ）、（ウ）、こちらでは、自治研修センターの研修におけます各種カリキュラムの実施ですとか、市役所内各局、区の職場研修など、あと、そのほかプロジェクトチームですとか実務者ミーティングなどで事例の振り返りですとか職場間の連携の検討を進めてきたところでございます。

また、一番下の（エ）では、職員間の情報共有をさらに促進するという目的で、情報共有ツール、ビジネスチャットというものの導入を検討を進めているところでございます。

自己評価といたしましては、このように職位別の研修や各職場単位の研修におきまして、本事例を踏まえた問題意識の共有、連携に向けた検討を行ってきたところでございます。

今後もこれらの取組を継続し、職員の意識の向上、関係機関の連携の仕組みづくりなど、協働の文化といったものをしっかり根づかせていく必要があるというふうに考えております。

次のページをご覧ください。

取組方針のオでございます。こちらは、切れ目のない支援を行うとともに、ニーズやリスクの変化に対応した適切な進行管理を徹底するというものでございます。

こちらも、この取組方針の徹底、実現に向けまして、（イ）では、母子保健担当におきまして、支援対象者が妊婦ではなくなった際の支援のあり方を検討を行ってきたところでございます。

また、ウやエにありますとおり、児童相談所や各区の生活支援担当課におきまして、支援終了時の再アセスメントや関連機関への情報提供の徹底に取り組んできたところでございます。

自己評価といたしましては、今後もこれらの取組を継続していきながら、支援の連続性といったものがしっかり保たれているのかというのを継続的に確認していく必要があるというふうに考えております。

提言3による取組方針の説明は以上でございます。

若干説明長くなりましたので、一旦ここで。

○松本部会長　そうですね、分かりました。

かなり細部にわたりますので、一旦ここで説明を切っていただきました。

ここまでのところで、質問、ご意見等ございますでしょうか。また後で総括的にご意見をいただく時間はとりたいと思いますけれども、現段階でお気づきの点があればご発言いただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○中板委員　済みません、1点確認してよろしいでしょうか。

ありがとうございます。大変ですね、やっぱりいろいろなところ、ことに、取り組んでいるのだなというのはとてもよく分かりました。細かいところなんかは、また後でなのか分からないのですが、例えば母子ですけれども、ワーキンググループという形で検討されたということなのですか、その検討された中身ですとか、その検討されたことによって出てきた課題ですとか、その課題に対してどういう解決策を見出したからこういった形になっているのかという経過については、済みません、私が資料をいただいているだけなのではないでしょうか。

○松本部会長　今この、特に母子保健のところで、保健師活動のあり方ワーキングと乳幼児健診ワーキング、この二つ出てきているのですね。これについて具体的に何がどうされているのか、それは記録として保管されているのかということです。

○事務局（島谷子ども企画課長）　保健所のほうからお願いいたします。

○事務局（阿部地域保健・母子保健担当課長）　地域保健・母子保健担当課長の阿部です。よろしくをお願いいたします。

今回新たに配られた、こちらのファイルの中に。

○中板委員 分かりました、済みません、私、それが今日届いているのでしょうかね、私、ちょっと、クリアファイルのものと黒いファイルしかちょっと今手元になかったので、青いファイルが届いているということですね。

○松本部長 青いファイルが送られていると。

○事務局（阿部地域保健・母子保健担当課長） 送りました。

○事務局（島谷子ども企画課長） 届いていませんか、済みません。

○松本部長 ちょっと、これ、届いている方と届いていない方いらっしゃるから、届いている方はどなたですか。

○中板委員 済みません、私が届いていないです。今日届いたんでしょうかね。

○事務局（馬場企画係長） 学校のほうに、ごめんなさい、送付いたしました。

○中板委員 今日ちょっと、朝、午前中ちょっと確認したのですけれども、なかったの

で。

○事務局（馬場企画係長） そうなのですね、ごめんなさい。

○事務局（島谷子ども企画課長） 失礼いたしました。

○中板委員 多分、午後届いたのですね、そこに書いてあるのですね、その経過が。

○松本部長 ちょっとこれについて。

○事務局（阿部地域保健・母子保健担当課長） お手元に資料がないようですが、かなり細かい資料になっています。三つのワーキングで何を検討したのか、特に、検証報告の中で言われている提言一つ一つについて、母子保健所管課の保健所と実際に市民に接する区役所のほうで認識を一致させなければ絵にかいたもちになってしまうので、特に母子保健、ワーキング母子保健の保健師活動については、昨年4月から、全ての健康・子ども課の保健師を所管する係長が保健師職になりましたので、その10名の、推進係長と申しますが、その推進係長と私も保健所が、計6回ですかね、本当に現場で何が困っているのか、保健所はこういうふうに思っているけれども、それができるのか、できないのはなぜか、大規模区から中規模区、小規模区ありますから、その区間格差があった中で共通項は何なのか、そういったことを徹底的に議論しました。その結果については、お手元のブルーのファイルの12ページ、資料12というところに詳細が書いてございます。提言で言われた、日常的な保健師活動を徹底しろというのは、本当に保健師活動が札幌市はできていなかったという根本を見直せということだというふうに自覚しましたので、入手から引継、終結に至るまで、どこに穴があるのか、特定妊婦に対してはどうしたらいいのかということをお手元に、ちょっと検証したというふうに考えています。

先生のお手元に、ちょっと検証の結果がないので、ごめんなさい。

○中板委員 済みません、ごめんなさい、分かりました。その結果が、ここに出ている実施状況、取組内容になるということですね。

○事務局（阿部地域保健・母子保健担当課長） そうですね。ただ、ちょっと補足して申

し上げますと、この事案が発生した令和元年から、その後、新型コロナウイルス感染症拡大という、非常に状況的には全く予期しないことが起こりました。札幌市の保健師については、この新型コロナの業務にも併せて感染症対策で実際に動かなければならないということがございました、感染調査をしたりとか、健康観察をしたり、保健所業務の中にも健康・子ども課の職員が応援に入りました。一方で、乳幼児健診という、今回検証に上げられたそういった事業も休止せざるを得なかったです。そういったコロナ禍での新しい母子保健と、コロナ業務をやりながらの保健師活動、ここを両立させなければいけなかったという、去年、今年は非常に難しい時期でした。ただ、今回、少し感染症が落ちつきましましたので、実際にワーキングで検証したことが今実現できているかどうか、保健師が変わったかどうかということは、10区の係長に確認して、大体今こんなことをやっているよとか、この事例が起こってから実感としてこういうふうに保健師変わったよということは、私のほうで話は聞いています。

以上です。

○中板委員 分かりました。今、一つ一つ項目をもっとちょっと具体的に聞くという時間ではないという理解でよろしいでしょうか。

○松本部長 そうですね、はい。

○中板委員 済みません。

○松本部長 それで、今、中板委員のほうから、この二つのワーキングについてということで、これ、資料で言うと12と13、14が乳幼児健診ワーキングということですね。ただ、これ、概要についてというので、A3、1枚に整理していただいているもので、今までの細かい経過だとか、そういうようなことについては資料が、データはあるのですか。

○事務局（阿部地域保健・母子保健担当課長） 資料の細かいことについては、議事録は全部とってありますが、こちらのほうでは、結果として資料を添付させていただいています。

○松本部長 分かりました。中板委員のほうはお手元にありませんけれども、ここにあるのは一枚物の整理。

○中板委員 ありがとうございます、済みませんです、ちょっと一つだけ気になったのは、この事例自体がですね、やはりとても小さなお子さんで、なかなか、まれに見るという状況だったと思いますので、私とその母子保健の中で乳幼児健診というものをもう一度しっかりと、という話は、家庭訪問しなければいけないとか記録の話というよりも、乳幼児健診で何を見なければいけないかということがまず最大だったと思うのですよね、体重がとても小さかったお子さんを、結果的にフォローし切れなかったということでしたので、そこが医療者として、やはりどう改善されていくのかなというのが、そこが一番だと思うのですけれども、そこがないので、ちょっとどういう経過だったのかなと思ってしまったのですけれども。

○松本部長 それで、この点については、今後の検証、評価ワーキングのところで、ちょっ

と大きな論点になるかと思いますが、今いただいている資料は、どういう議論をして、どういうまとめになったかという概要をいただいていますけれども、ここはいろいろお話し伺うとか、追加の資料をお願いしたりとか、ちょっと可能性として出てくるというふうなことで一旦よろしいですかね。私もここについては、例えば、誰が議論するかみたいなことで、もうちょっと具体的に何がどう変わったのだろうとか。

○事務局（阿部地域保健・母子保健担当課長） 済みません、乳幼児健診のことで、いいですか。中板先生、申し訳ありませんが、資料14に、特に乳幼児健診のワーキングの結果がまとめてあります。この中で、カンファレンスが機能していなかった、気になる親子がいたときに、それがスルーされていたとか、健診のフォロー体制、健診後のフォロー体制として、何よりも検証ワーキングの中で非常に議論した医師職の専門性ということがどうなのだという事とも、そこを検証しています。それが、（5）医師職の専門性についてということで、ここについては非常勤の医師も同じ観点で、しっかりと検証して、常勤医師がその責任をとる、責任を持つというようなことを新たにしています。その資料がここにありますので、後ほどお目通しください。

○松本部長 ちょっとここについて今議論をすることではないですけども、中板委員、お手元に届きましたらお目通しいただくことと、私自身も、ここはもうちょっと丁寧な、我々のヒアリングなり、いろいろと資料を見ていただいて、どういう議論がなされたのかということは率直に伺っていきたいというふうに思ったところです。

中板さん、そんなところでよろしいですかね。

○中板委員 済みません、私が資料見ていなかったというだけの話で、済みません、ごめんなさい、ありがとうございます。

○松本部長 資料があっても、私も聞こうと思っていました。このワーキング二つ、具体的にどんなことが中心話題で、どういうふうに進めてこられたのかというのはお聞きをしなければいけないことだというふうに思っています。

○中板委員 ありがとうございます。

○松本部長 増沢さんからお手が上がっております。

○増沢委員 済みません、ご説明ありがとうございます。それぞれですね、児童相談所も保健機関も、また学校のスクールソーシャルワーカーも、いろいろなところで体制強化ということでお話を聞かせていただきました。少し、その中で、それぞれの機関の体制強化も分かるのですけれども、やっぱり大事なことは、機関連携、横串できちんと刺して総合的な支援を強化させていくということが非常に重要だというふうに思うのです、この死亡事例の検証を見て。その中で、要対協のことで、僕がちょっと札幌市のこと、事情が分からないものですから、ちょっとご説明いただきたいのが、家庭児童相談室というのがあるわけですが、ある意味、横串を刺す要だと思うのです。そこが、今回の死亡事例検証のときにはあまり機能していなかったと。それで、そういった敷居を下げて情報を共有するようなということは書いてあるのですけれども、これ、かなりですね、ここは強力な

ソーシャルワーカーの力が必要だというふうに思うところで、ここで、資料に市の要対協と区の要対協というご説明があったのですけれども、ここのちょっと説明、要対協、区だけであって、市全体でやっていることと区の要対協って、どういう役割分担になっていて、区の要対協がどのような仕組みづくりをしているのかというところをちょっとご説明いただければと思います。よろしくお願いします。

○事務局（島谷子ども企画課長） 児相のほうからよろしいでしょうか。

○事務局（山田地域連携課長） 児童相談所の地域連携課、山田でございます。よろしくお願いいたします。

今、増沢先生からお話いただいた件なのですけれども、まず、札幌市の組織としましては、市の要対協と区の要対協とございます。市の要対協のほうでは、年に1回、代表者会議という形で、年度の進め方ですとか状況の報告などをまず一回行いまして、区のほうでも、区の代表者会議と区の実務者会議、それと個別ケース検討会議と組織だっではいるところではございます。この事案を発生した以降、家庭児童相談室につきましてはかなり強化をしてきたところでございますが、その要となっているのが、おっしゃるとおり家庭児童相談室がその中心的な役割を担っているところでございます。事案発生後、体制の強化、人数、人員の配置ですとか、あと、関係機関との連携という部分でかなり強化をしまして、扱う個別ケース検討会議の件数なんかも年々増加をしております、昨年度はケース検討事例が1,000件を超えたところでございまして、2年前から2倍以上に増えているところでございます。あと、加えまして、庁内ですとか関係機関との連携もかなり進んでおります、何かあったら要対協につなぐ意識づけが、これ以後、生活支援担当課とか、関係の手当ての部分ですとか、そういうところから、何かふと気づいたときには要対協、児相につなぐという意識ができておりますので、そこら辺の強化はできているのかなと感じているところでございます。

○松本部会長 増沢さん、いかがですか。

○増沢委員 ありがとうございます。この区の家庭児童相談室のソーシャルワーカーさんというのはどのぐらい配置されているのでしょうか。

○事務局（山田地域連携課長） 資格を持っている職員というか、いわゆる相談員、虐待相談員とか、学校の先生のOBとか、何と言ったらいいいのでしょうか、いわゆる福祉に携わっている職員が配置はされているのですけれども、ソーシャルワーカーの経験者を多く配置はしているところではございます。

○松本部会長 このところですね、今、増沢委員がご質問になったところも今後の重要な点だと思うので、区の要対協のマネージ、あるいは家児相のところは、どういう人を、具体的にどういうキャリアの人で、どういうふうな力を持っているような人を配置できているのか、あるいはすべきなのかということをお示しいただくようなことが大事なかなというふうに思うのですけれども、増沢委員、そういうようなご趣旨でのご質問かなというふうに思ったのですけれども、いかがですか。

○増沢委員 そのとおりです、ありがとうございます。このことは、後の人材育成にも絡んでくる話かなと思いますけれども、お答えありがとうございました。

○松本部会長 区の要対協の、あるいは家児相の職員配置、人数何人ではなくて、具体的にどういうキャリアの人がどういうふうに配置されているかというのは、今の手元の資料ではありますか。

○事務局（馬場企画係長） 人数だけは。

○松本部会長 人数だけですな。

○事務局（馬場企画係長） はい。どのような資格を持った職員がいるかというのは、済みません、用意しておりませんでした。

○松本部会長 私の知るところでは、大体、保健師さんがトップにおられて、退職の校長先生辺りが非常勤で相談員に入られて、常勤の事務職員さんがいるというのが基本形で、そこに人を増やしていくというふうなことですけれども、そういうふうな体制なり、専門性の捉え方でよいのかどうかというのはもう一つ議論なので、そこは、具体的にどういうふうなキャリアを持っている方がおられて、それでいいところはいいと、もうちょっと方向としてどういうふうに進めてくかということも議論はできるかなと。特に、区と児相との関係というときに、やっぱり、区の要対協なり家児相と児童相談所の間での人事異動等も含めて、一体的に専門性を培っていくというようなことは大分議論をしたところでありますので、その辺りがどうなっているかということのも大きなところかなというふうに思います。ご質問については、検討事項として確認するということによろしゅうございましょうか。

ほか、特にということがなければ、一旦この資料のご説明を最後まで通していただいて、その後でまた改めてというふうにしたいと思いますが、いかがですか。よろしいですか。

それでは、最後のほう、後半のほうをお願いします。

○事務局（島谷子ども企画課長） 続きまして、提言の4番、児童相談所における介入機能と役割の明確化の必要性という提言に対応した取組方針の一つ目としては、ア、介入と支援に対応した調査体制を強化するとともに、専門性を生かした体制の構築を図るというものがございます。

こちら、（ア）、（イ）に記載してありますとおり、緊急対応担当職員の増員ですとか係長職の進捗管理機能の向上ですとか、ウですかね、教員、保健師及び警察派遣職員など、その専門性を生かすことができる体制づくりといったものを進めてきたところでございます。特に令和2年4月には常勤の医師職を配置し、医学的見地からの見立ても常に行えるような体制にしたところでございます。

自己評価といたしましては、児童相談所の介入と支援の役割分担と専門性を高めるため、組織体制の強化を進めてきたところでございます。今後も虐待通告件数の増加に応じた体制の強化、弁護士職の常勤化を初めとする、さらなる専門性を生かす体制づくりといったものに取り組んでいきたいというふうに考えております。

続きまして、取組方針下段のイです。児童相談所と警察との連携のあり方、調査方針、役割分担の明確化を図るという取組方針でございます。こちら、この取組方針の実現に向けまして、児童相談所と警察との実務者協議などにより、連携すべき事例や情報共有の方法などについて確認するとともに、合同での研修を開催するなど、相互の理解を深めることができているものと考えております。今後は、夜間・休日の連携を確実にし、迅速な対応ができるよう、虐待対応支援職員のスキルアップなどの体制強化の検討を行っていく必要があると考えてございます。

次のページをご覧ください。

取組方針のウでございます。休日・平日夜間時の通告に対する調査実施体制を強化するというものでございます。

この実現に向けまして、（ア）、児童相談所の緊急対応担当の人員増ですとかシフト体制の再構築、あと、児童家庭支援センターとの役割分担の整理、そして、（イ）では、休日・夜間対応のマニュアルを整備、活用を行ってきたところでございます。

今後、さらに休日・夜間対応職員の人材育成を進め、緊急対応体制の強化といったものを図っていく必要があるというふうに考えております。

続きまして、取組方針のエ、児童相談所と各区の有機的な協働体制を構築するというものでございます。

こちら、繰り返しになりますが、児童相談所に新たに家庭支援課を設置を行っておりまして、支援内容に応じた区との連携や技術助言を行うことができるようになったものと考えてございます。今後は、その実施状況を踏まえながら支援体制の改善を行っていききたいというふうに考えております。

提言4に対する取組についての説明は以上でございます。

次、1枚めくってください。

提言の5、こちらは、専門的力量を持つ職員を育成する体制の構築という提言をいただいております。

その取組方針の一つ目、アにつきましては、区や児童相談所の体制強化に向けた児童福祉司の採用、育成と人事異動を行うというものでございます。

こちら、取組内容のアですとかイに記載していますとおり、児童相談所におけます児童福祉司などの増員ですとか、各区役所の家庭児童相談室の職員の増を行ってきております。

また、（ウ）では、今年度、令和3年度の職員採用試験の社会人経験の部におきまして福祉コースといったものを新たに設けまして、福祉現場経験者や有資格者の着実な確保を目指しているところでございます。

自己評価といたしましては、区の家庭児童相談室や児童相談所の体制強化に向けまして、今後も職員の増員効果などを踏まえながら、組織体制のあり方について検討を進め、適切な人員配置を計画的に実施できるよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

続きまして、取組方針のイでございます。地域の保健福祉活動全般を担うための保健師の育成を図るというものでございます。

こちら、この取組方針の実現に向けまして、さきに出てきましたワーキンググループによる検討を進め、効果的なOJTやOff-JTについて検討を行ってきたところでございます。

自己評価といたしましては、保健師の人材育成につきましては、各区における事例検討や研修を通じ、今後も継続的な要改善、人員配置を実施していきますとともに、母子保健分野のみならず、保健師としての全体としての力量の底上げができますよう、保健師の人材育成の仕組みづくりといったものに取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

次のページをご覧ください。

取組方針のウでございます。組織の中心的な役割を果たす中堅職員の育成を図るというものでございます。

こちら、中堅職員の人材育成に向けまして、（ア）では、福祉現場の経験者の配置を進めますとともに、（イ）におきましては、採用年次に応じた研修におきまして、中堅職員としての役割の意識づけを行いますカリキュラムを実施するなど、効果的な研修を進めてきたところでございます。今後も継続した取組が必要だと考えておりまして、取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

続きまして、その下、取組方針のエでございます。実施手法の工夫や効果測定により、職員研修の実質的な機能の強化を図るというものでございます。

こちら、職員研修の実質的な機能強化に向けまして、先ほどの提言3のところでもご説明しましたが、各局、区役所におきまして、職場研修やプロジェクトチームなどでの事例の振り返りなどが実施してきたところでございます。

このように、各種研修を実施してまいりましたが、今後も効果的な研修の実施に向けて検討していきたいと考えてございます。また、児童福祉などの児童相談所の職員に対します研修につきまして、今後の外部評価での意見を踏まえ、研修の計画、実施体制などを検討していきたいというふうに考えております。

次のページをご覧ください。

続きまして、提言の6、思春期・若年期に焦点を当てた支援の枠組みの必要性という提言がなされておきまして、取組方針の一つ目、アといたしましては、10代後半の女性に見られる諸課題に対応した新たな支援の枠組みを構築するというものでございます。

こちら、方針に掲げます、新たな支援枠組みの創設に向けまして、（ア）にありますとおり、困難を抱える若年女性を支援するアウトリーチ型支援の事業化の検討を進めておきまして、昨年度、令和2年度におきましては、若年女性を対象といたしました実態調査を実施するとともに、市役所庁内での問題意識の共有に取り組んできたところでございます。

また、（イ）では、児童養護施設対象の支援が必要な若者に対して支援事業を継続実施

しているところでございます。

自己評価といたしましては、先ほどの支援事業の継続実施を行っていきまるとともに、若年女性の新たな支援制度、今年の８月頃の実施をめどに今進めておりますが、今後進めていく中で、様々な事例に対応できるよう、必要な見直しを適宜行っていく必要があるというふうに考えておまして、柔軟に取り組んでいきたいというふうに考えております。

続きまして、取組方針の二つ目、イでございます。こちら、高等学校との連携による支援体制を構築するというものでございます。

こちらの取組方針の実現に向けまして、スクールソーシャルワーカーですとか若者支援センターの積極的な活用を進め、支援が必要な子どもや若者へのつながりを強めるための取組を進めてきたところでございます。

特に（イ）の下段に記載してございますが、昨年６月から、家族における団らんの経験に乏しい１０代や２０代の若者ですとか、ひとり親などを対象とした、家庭生活の疑似体験ができる家庭生活体験事業といったものを行っているところでございます。

自己評価といたしましては、高等学校と若者支援総合センターとの連携をこのように進めてきたところでございますが、今後も実施状況を踏まえ、支援体制と支援内容を適宜見直していく必要があるというふうに考えてございます。

さらに、この若者支援センターの取組について、さらなる周知にも努めていきたいというふうに考えてございます。

次のページをご覧ください。

取組方針のウでございます。児童虐待とＤＶの特性を踏まえた連携体制を構築するというものでございます。

こちら、具体的な取組内容、（ア）に記載しておりますとおり、昨年４月から試行を経て、１０月から開始してございますが、札幌市配偶者暴力相談センターで把握した児童虐待関連情報について、児童相談所への定期的な情報提供といったものを行っているところでございます。

また、（ウ）では、ＤＶ被害に遭って一時保護施設に入所した児童に対します心理ケアの実施方法についても現在検討を行っているところでございます。

自己評価としましては、今後も記載の取組を継続するとともに、さらに相互連携を進めるための取組を行っていく必要があるというふうに考えてございます。

提言６の取組方針の説明は以上でございます。

なお、次のページを見ていただきまして、提言の７、過去の検証報告書の進捗状況についての検証機会の必要性という提言がなされておりますが、こちらは、資料の３をご覧くださいと思います。

資料の３、これまでの死亡事例等に係る検証報告書の提言に対する取組についてでございます。

令和元年度は検証報告の以前、過去３回の検証報告におけます提言につきまして、こち

らで整理させていただいているところでございます。今回との提言との関連性を整理し、関連する提言がないものにつきましては、先ほどの資料の2と同様に、個別の取組の内容、実施状況、自己評価をまとめさせていただいております。こちらの資料では、表の右側に網かけがされていない部分が今回個別に整理した項目となっております。

その一つ目の丸になります、平成21年3月検証報告書についてでございます。この事例は、母親から家庭内で長期間軟禁状態に置かれ、19歳のときに保護されたという事例でございます。この提言では、児童相談所と学校、それらの連携に関する内容が主な内容となっております。

今回個別に整理した取組といたしましては、提言1と4と5を受けまして、1では、教育委員会内での学校支援相談窓口の設置、4番におきましては、学校や幼稚園などでの児童虐待対応の手引きの配付、さらに5では、不登校児童生徒の状況調査及び関連機関による子ども支援推進会議での情報共有の取組を記載させていただいております。記載のとおり、対応ができているものと考えてございます。

次のページをご覧ください。

二つ目なのですが、平成25年9月検証報告書についてであります。この事例は、母親が親子心中を図り、女兒1名が死亡、もう1人の女兒が重症となったという事例でございます。こちらは、区役所と児童相談所の連携ですとか、児童相談体制の強化に関する提言が主な内容になってございます。

今回個別に整理した取組といたしましては、提言の1を受けまして、医療機関などの関係者を対象とした児童虐待に関する説明会の実施、こちらは継続して実施しておりまして、自己評価のここに記載していますとおり、児童虐待対策への理解が進んでいるものと考えております。

そして、最後になります。平成28年9月検証報告書についてでございます。こちらの事例は、病院に入院していた男児が退院後、養父から虐待を受け死亡したという事例でございます。いただいた提言の主な内容といたしましては、介入支援における在宅支援アセスメントシートの導入ですとか、児童相談体制の強化、母子保健や保育における子育て支援体制の強化といった内容が主なものになってございます。

今回個別に整理した項目といたしましては、提言の4番のウに記載しておりますとおり、一時保護解除後の保育所への再入所希望時の利用調整について実施、継続して取り組んでいるところでございます。

資料3の説明は以上でございます。

以上が、ちょっと長くなりましたが、事案発生から札幌市が取り組んできました取組の内容、実施状況及び自己評価をまとめたものでございます。

説明は以上でございます。

○松本部長 ありがとうございます。

それでは、検証報告を受けての取組ということで、後段4のところからですね、児童相

談所における介入機能と役割の明確化の必要性というところでご質問をいただいて、その後、全体通してご質問をいただくというふうにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○増沢委員 よろしいですか、ありがとうございます。一つご質問させてください。専門的力量を持つ職員を育成する体制の構築というところで、ウに中堅職員の育成を図ることが書かれているのですが、今、国全体でスーパーバイザーの育成ということが物すごく大きなテーマになっているのですが、このスーパーバイザーということが、この報告書を見る限りどこにもないのですけれども、それについてはどうなのでしょう、ちょっとご説明をお願いします。

○松本部会長 スーパーバイザーの育成という観点についてですね。

○事務局（島谷子ども企画課長） 山田課長のほうからご回答いただけますか。

○松本部会長 多分、これ、児相と区と両方にまたがることだと思いますので、そこはどんな現状になっているのでしょうか、どういうふうな取組がなされようとしているか。

○事務局（山本児童相談所担当局長） 済みません、遅くなりましたけれども、相談所担当局長の山本です。

ご指摘のスーパーバイザーの重要性というのは我々も認識しております。育成という観点で、これから取り組むべき中堅職員の育成という延長線上で捉えております。延長線といいます中堅職員という位置づけを、やはり今後、経験職員が再び、人事異動で転出することがありますけれども、再び児童相談所に戻ってくるという仕組みづくりをこれから明確に構築していくという考えであります。その延長線上に、経験のある職員がスーパーバイザーとして活用されていく、そのような仕組みは考えております。お手元の資料にそのような明確な位置づけは、残念ながら記載はないのですけれども、我々の考えとしてはそういう考えを持っております。

○増沢委員 済みません、今現時点として、スーパーバイザーは十分に足りているというご認識でしょうか。

○事務局（山本児童相談所担当局長） ではありません。非常に厳しい状況です。ですので、やりくりして回しているという状況です。

○増沢委員 ということは、スーパーバイザーが育つにはかなり時間が必要という理解でということでしょうか。

○事務局（山本児童相談所担当局長） そうですね、やはり組織をまとめていく力量を持っている職員、スーパーバイザーと、先生がおっしゃるような力量を持つ職員の育成というのは、やはり中長期的な視点が必要だとは考えています。

○増沢委員 分かりました、ありがとうございます。

○松本部会長 ほかはいかがでしょう。

私のほうから1点よろしいですか。専門性の育成ということに関わって、研修を実施しているというのですけれども、研修の中身と、もう一つは、その頻度と、もう一つは階層性ですね、新任の職員はこうとか、中堅職員、何年目ぐらいはこうとかという、もうちょっ

と研修の階層性はどうなっているかということは、今日の時点ではなくても、資料としてお示しいただくほうが、議論が生産的になるのだろーと思しますので、その点、ちょっと今日、資料はありませんよね、実際の中身なり、何年ぐらいの経験を持った職員がいて、何年目にはどういう研修を受けているのかという。

○事務局（島谷子ども企画課長） 資料のほうは用意させていただきます。

○松本部長 お願いします。現状どうなっているかということ。

ほかはいかがでしょうか。

○中板委員 済みません、全体的なことになってしまうかもしれないですし、それからどこまでお願いできるのかちょっと分からないのですけれども、取組方針とか、ご説明の全体的な内容が、何々を図るですとか、強化をするとか、推進をするとか、体制を整えるとか、育成を図るとかなのですけれども、これが具体的にどうなったらその育成を図ったことになるのかとか、どうなったら強化できたという評価になるのかという、何かちょっと評価するときに、どうやってこれを評価したらいいのかなというのが、何となく全体的に頑張るというのは分かるのですけれども、どうなるとよくなったと考えるのかというのが、人数なんかは分かりやすいと思うのですけれども、例えば母子保健相談員さんという、何だかよく分からないのですけれども、その人たちがどういう根拠で、何人配置されていて、何人配置する必要があるのかとか、そういったことが、もし試算されているのであればとか、強化というのは、一体何をもって強化と言うのかというのが具体的に表示できるものがあるのであれば、ぜひ次回に向けてもちょっと出していただけたらいいなというふうに思うのです。それは、やっぱり松本先生がずっとですね、検証のときに言っていた、今までの検証は一体何だったのだろーという、そういったことも含めて考えたときに、私は、この平成28年の9月の報告書の中でも、やっぱり母子保健のところの体制というのは、同じ指摘があると思うのですよね。それが、28年の9月以降何ができて、そして今回はまたさらにそれに加えてどんなことが必要だったかという、今回加わると、またどういふうにようになっていくのかという、その道筋といいますか、羅針盤になるようなというか、計画立てるときは必ず数値目標というのを出しますけれども、数字になるものとならないのともちろんあると思いますので、出るものについてはやっぱり出していただいたほうが、何か評価が見えてくるのかなという感じがするのですけれども、その辺についてはいかがなんでしょうか。

○松本部長 関連してなのですけれども、自己評価とありますけれども、これは、こういうふうなことに取り組んでいると、取り組んでいること自体についてどうかというか、どこまで達成できたのかとか、達成できないにしても、どういうふうな観点で達成を評価するのか、達成度の評価ではないのです。この自己評価とあるのは。なので、そこが全体に見えないと、道半ばというふうな抽象的な言い方、それはそうなのですけれども、このところはある程度できているとか、ここはまだやろうとしているけれども、手をつけたばかりだとか、そういう観点での評価みたいなことも難しいと思うのです。それは、

中板委員さんがおっしゃったことは、大変難しいことだと思うのですが、そういう観点をに入れて議論をしないと、かなりここは議論しづらいかなというふうに感じているところです。それは資料の形でいただくのか、いろいろ直接的なお話を伺うことになるのかということについて、そこはこの評価ワーキングの一つ大きな仕事になるかなと思います。中板委員、大体、どうですか、恐らく中板委員がお考えのことと、今私が話したところは大きくはずれていないように思いますけれども。

○中板委員 ありがとうございます。おっしゃるとおりです。

○松本部長 評価区分というの、これは達成度評価ではなくて、今後の方針なのですね。

○事務局（島谷子ども企画課長） そういう構成ですね。

○松本部長 これはこれで大事かと思います。

ほかはいかがでしょう。

これは反省ですが、1回目から3回目のところで、今回重なっているところは網かけにして、重なっていないところはどうなったかという話を書いていますけれども、重なっているところ自体が問題で、実は。前から話になっていたところですよということなので、むしろ、そこがどういうふうにされてきたかということを振り返ることが実は大事なので、重なっているところは前回書いているからいいよねという話なのですが、それが、どこまで達成できていたのだろうかとか、そういう評価の視点がちょっと欠落しているという印象を持ちます。ここについては、少し、我々もお聞きしますし、事務局の方もおられますので、率直に意見交換をして、やっぱり評価ワーキングで、どこまでできたのか、今後、特に重点的にここをやっぱり進めることが大事だよねというようなことも含めて議論ができると生産的になるのではないかなというふうには思っています。

ほかはいかがでしょう、全体を通してということでも結構です。

○藤原委員 藤原です。全体のところということだったので、ちょっと戻ってしまうのですが、これは今ある母子保健体制や乳幼児健診の何がしかが、やっぱりこのままではいけないということで見直し、今回のことをきっかけに見直したということは資料から理解できたのですが、そのところどころに出てくる、全ての従事者とか、従事する全ての職種とかという記載があるのですが、約200万人いる札幌の10区の母子保健体制というのは、私がちょっと勉強不足で、なかなかちょっと見えてこないというのがあるのです。それを具体的に、1年間に、まず、乳幼児健診を何回ぐらい設定していて、そこに何人の職員が、どういう職種の人が登場していて、その方たちは、もっと細かいことを言うと、継続的にそれに関わっている人なのか、そのときだけの臨時の人とかもいると思うのですが、本当のその体制の資料が、次回でいいので、あれば見せてほしいなというふうに思っています。それは、例えば0歳のときに健診に来た人が、次、何年か、では3歳になったときに、もう全部そのときのスタッフの人がかわっているぐらい、10区の動きがいろいろあるものなの

か、ある程度、この赤ちゃん、4カ月で来ていた人が今1歳半になっているというぐらいは見通せるような職員がどれぐらいいるのかとか、小さい行政区だったら、本当にそこは分かりやすいのですが、この札幌の10区で、先ほども区の規模によっていろいろ違うということもあったので、まずは、その見直す前の、今の母子保健体制と乳幼児健診の実態について、もし今まで何か資料とかがあったのであれば、次回以降に見せていただきたいなという要望です。

以上です。

○松本部長 恐らくお手持ちの資料もあるかと思うので、現実にはどういう体制で回しているのか、今後目指しているところはどんな体制なのかなということが分かったら、また次に資料説明していただければと思います。ありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。

○鈴木委員 鈴木です。私も、今までほかの委員の方がおっしゃったのと一緒にですけども、一つは、僕も行政にいたので、こういう評価の仕方は分かるのですが、この評価、実施区分と評価区分の、その黒いファイルのほうに具体が書いてあるのかなと思っただけですけども、黒いファイルを見ても、やはり抽象度が高いというか、単純に言うと、この実施、改革をして、そうしたら、本事案の女兒（※）とそのお母さんは、もう救われたのかという、職員はメンバーがかわるので、かわっていった場合に、新しくまた全く同じ事案に直面をしましたということがあって、この事件の検証の前と、検証をやった今、この札幌が新しい体制、いろいろな事業とか研修とかやった今であれば、この事案というのを救えるのですよということがやっぱり重要なのだと思うのです。そうすると、この研修をしたら、この事業を展開しましたというのが、本当に本事案の女兒とそのお母さんが救えることになっているのかという意味での、その意味の評価というか、今回はこのマニュアルを変えて、この部分を入れたので、確実に健診がした後は追いかけてもらいますよという話だったりとか、かなり議論をしましたが、生活福祉、生活支援担当のワーカーが実際に家に行きました、なのですけども、そのときは別に、生活支援の経済的な面だけ見て帰ってきていますというのが、今回研修をやりましたというのがあるので、研修をしたら、今、生活支援担当のワーカーがこういうような形で変わっていますよね。これからは、ワーカーが行ったときには、本事案の家庭に入ったら、その分はちゃんと見立てて帰ってこれるのですよとかというところが知りたいというか、その意味で、戻ると、松本先生と中板先生がおっしゃっていたのと全部一緒に、では、検討しました、その結果、ここが変わりましたよとか、確実に変わっていくのですよというところが、何か見せていただくような形の、これはこれで、さらに米印なのか、この結果、今こうなっていますとか、マニュアルもこうなっています、こういう事業も展開していますと、みんな書いてあるので、そこは何かちょっと欲しいなというふうに思いました。これだけだと、結局、救えるのかなと。

端的に話をさせていただくと、あとちょっとだけ時間欲しいのですけれども、大きい1

の②のイですかね、さっき、増沢先生も話されていたのですけれども、②のイの（イ）ですかね、市の要対協と区の要対協の情報共有や連携、云々かんぬんとかというところだけだと、結局、何がどう変わったのか、今回は、市と児相の関係で、どっちが持っている話なのかとかというところは食い違っていたのですよね。児相がずっと持ち続けているのか、市が持っているつもりなのか、区ですね、区が持っているつもりなのかとかというところで言うと、どういう形で渡しているのかとか、渡していないのか、あと要対協を開くべきなのか開かないべきなのかとか、市の要対協なのか区の要対協なのか、その辺も問題としてあったので、ここがどうなっているのか、今であれば、そこの体制の見直しをしましたよと、この案件だったら確実に要対協を開いていますよというようなところが分かるような形というか、少なくとも、その辺が変わるのですよとかというのが、何かちょっと、もう一個具体のところが欲しいというのと、間違いだと思うのですけれども、指摘しておきたいのが、そのページの（オ）のところがA評価になっているのですけれども、これCですよ、見比べると。黒ファイルを見るとCになっていて、こっちのほうだとAになっているのですけれども、ここも要するに、児童相談所に家庭支援課を設置しました、助言を行うような形にしていますよとかというのがAになっているのですけれども、黒ファイルのほうだとC区分になっていて、体制を構築しますとなっている、ここは間違いなのかなと思うのですけれども、それはどういう形でそれが進んで、助言ってどういう助言なのというか、こういう助言をするようになっているというか、何かそこが具体のものとしてちょっと惜しいなというのがあります。

その次のページの③のウのところ、僕は保健所るときにやっぱりすごくこだわっていたというか、生活福祉、生活支援担当との連携、保健と生活支援担当との連携だし、児童相談所と生活支援担当との連携とかというのはかなり重要な部分なのですから、この実施状況のところを、ずっと（ア）（イ）（ウ）という形で見ても、やはり重点事業にはしましたよという話だし、適切な連携を行っていく、確認して助言を行ったというのと、その後は研修だけですよ、研修をちょっとやりましたというところがあるぐらいなので、だとしたら、やっぱり研修の中身が相当充実していて、みんなの意識が変わったのだというような研修だったというのだったら分かるのですけれども、その中身が見えないと、何かちょっと評価がしづらいなと。一番下のウのところのシングルママ、パパのガイドというのを配付してやっているというのは、どれだけ役に立つのかという、済みません、否定している話ではないのですけれども、そこが有効だということと関係してくるなというふうに思いました。ほかに、細かいところは同じようなところがあるのですけれども、まとめるとそういうところかなというところで、抽象的に、しましたよ、体制は充実しましたよ、では、その人はどのような形で動けるようになったのかというところがあります。

ごめんなさい、あと、最後に1個だけ。大きい2番の母子のところの③ですかね、母子保健事業の中の地域保健、精神保健の役割を強化するというのがある、ここ、検証のと

ころでもすごいこだわっていて、保健では特定妊婦ではなくなりましたよねといったら終わってしまうのだという話で、いや、終わらないようにしましょうねというところがあったので、それに対する対策として、ここの中では精神保健、福祉相談員というのを置きますよ、増員しましたよというのは、対策なのかもしれないですけども、その心理員担当の方がどういう立ち位置でその組織に入っているのかとか、どうやってチームの中で、**このような事案**があったときに、この人が入ったことによってアドバイスが変わるのだというところがあるのか見えるのであれば改革になるのでしょうかけれども、人は置いたけれども、その人はいるけれども、チームの中でちゃんと動けないということになってしまっただけでは困るので、何かそこにちょっと、もう一步の具体というかが欲しいなというのがあります。

あと、資料の、できればというのは、在宅支援アセスメント、前もいただいたのですが、今ちょっと変わったのか変わらないのかもあるのですが、その資料と、もう一個あるのは、ビジネスチャットはいいとして、後ろのほうで、管理職の研修のハンドブックが何回も出てくるのですが、管理職研修ハンドブックというようなもので研修をしていますよというのがあったと思うのですが、管理監督者の心得とかというのが、超内部資料で表に出せないというなら別なのなのですが、そうでなければ、僕も特別区にいたときに、管理職に配付しているものとかがあったりするので、そういうようなものであれば、ここがちょっと変わっていて、そこを見ればいいのだと、専門職と医療職、保健職、事務職、あと、管理職と新人職員の関係性とかというのが、この検証のときにかなりヒアリングのところでもぶつかった部分であると思うので、その風通しとか、管理者がどこまで見るのか、専門的なものまで見るのか、事務職員が、そうではないのかというところは結構ポイントだったと思いますので、何かその辺の心得というのが、資料でこうなっていますというのがあれば提示いただきたいなというふうに思いました。

済みません、以上です。長い時間済みませんでした。

(※) 関係者のプライバシーに配慮し、実名を伏せた記載に置換えています。

○松本部長 ありがとうございます。

あと、増沢委員からチャットが上がっていますけれども、ちょっと補足いただければと思います。

○増沢委員 済みません、時間がないかと思ってチャットで。先ほど中板先生からお話がありましたので、同じようにですね、保健機関だけではなくて、ほかの体制の具体を数値で示していただきたいことと、それから、台帳に載せる件数が増えたということなのですが、それに対しても具体的にどのような、増えたことによる展開ですね、そこら辺、特に個別検討会議の話の内容がどういうふうに変ったのかという、質的变化を数量化するのは難しいので、具体なんかをお話ししていただくと、例示で結構ですので、知りたいなという事は思います。

それから、やっぱり人材育成のところ、先ほど松本先生からお話がありましたように、

研修の具体と、それから中堅を育てるということは示されているのですが、その後も含めてキャリアラダーのあり方ですね、どういう体験を積んで専門職を上げていくのかという、そういったちょっとビジョンなりが、もしございましたらお示しいただければなということと思いました。

以上です。

○松本部長 ありがとうございます。こういう資料が欲しいということも含めて、今後の検討のあり方のほうに一緒に入っているように思うのですが、続けてご質問でも、あるいは、今後の検討のあり方も含めて、ご発言があればいただきと思います。いかがでしょうか。

○高橋委員 1点だけよろしいでしょうか。提言4に関連する資料として19が出ているのですが、この19の中の業務フロー図というのはどこかに編綴されているのでしょうか。

○松本部長 19というのは、これの19？

○高橋委員 はい。

○松本部長 対応マニュアル？

○高橋委員 そうです。この中に業務フロー図と書いてあるのですが、どこかに編綴されているのでしょうか。

○松本部長 それはいかがでしょうか。

○事務局（馬場企画係長） 申し訳ございません、あとでメールで皆さんにまた送ります、申し訳ございません。

○高橋委員 お願いします。

○松本部長 ほかはいかがでしょうか。

○中板委員 もう1点だけ、済みません。この評価の、3回ぐらいやる会議をですね、どのような形でまとめるのかという話になるのかもしれませんが、私、検証のときにも言ったかと思うのですが、あくまでも検証委員の検証は、その子ども、先ほど鈴木さんもおっしゃっていましたが、その子ども、**本事案の女儿**を救えなかったということに対して検証を行い、やっぱり救えるにはどうしたらいいかというがまず一つ大事なことだと思うのですよね。なので、評価としてはどうか、そのワーキングの、これからのワーキングの報告書としては、やはり**本事案の女儿**、その子どもを守るために変わること、変わること、変わるべきことというのがちゃんと提言されるべきだし、その成果というものが見せられるべきだと思うのですね。

もう1点は、やはりせっかくこういう形で評価のワーキングが立ち上がっている中で、1人のお子さんの死を通して、札幌市全体が子どもたちを守っていくためにどういう方策を、これから新たにですねとか、見直してやっていくのかという、地域社会全体に、そして全ての子どもを守るための一つの方策としてという、二つなのかなと思うので、決して何となく全体的に力量アップというのではなく、やはり**本事案の女儿**を救えなかった私たちが必死になって取り組んだということをちゃんと別個にですね、別に分けて議論ができ

たらいいなと思うし、報告書もそうあるべきではないかなというふうにはちょっと思っていますので、やっぱり細かいことをちょっと言いたくなってしまうのですが、今日はやめますけれども、**本事案の女兒**のこの状況をどうやったら改善できるのかというのを、やっぱり細かい部分としてとても重要なことなのかなと、そこは忘れないようにしたいなというふうに私自身も思いますので、よろしくお願ひしたいなと思います。

○松本部会長 ありがとうございます。重要な視点をご提示いただいたというか、そこは忘れないで議論をしないと、評価の軸のようなことだと思うのです。要は、軸でも幾つかあって、その中に個別ケース、検証の対象になった事案についてはどうだったのかという軸がやっぱり外せない。それだけではもちろんありませんけれども、そういうことについてお話しいただいたと思います。それは共有したいと思っています。

ほかはいかがでしょうか。

今のことと関わってですね、ちょっとこれは資料で、先ほど、保健師のあり方のワーキングのところで、また中身を具体的に教えてくださいという話だったのですが、あの事例に関して言うと、母親が人工妊娠中絶をしたときの制度的な対応の手だてみたいなものがなかったので、それが一旦支援から離れざるを得ない、あるいは離さざるを得ないようなことにつながっているのではないかなというふうな話があったのです。そこについて、妊婦でなくなった場合という形で書いていますけれども、検討をしたとしか書いてなくて、実際どうなるかというは、これだとよく分からなかったですね。ここは、具体的な事案を書いているとても大きなところで、それと、若年女性支援のところが重なってくるというか、そこから出てくるわけですが、若年支援女性のほうはアウトリーチ型のほうで結構まとめられていて、それはそれですごく大事なことだと思うのですが、市の中でそこはというふうな扱い、ああいうようなケースの場合、ここはどうなるのかということは、ご検討されているのだと思いますし、そこは制度として欠けているところであれば、というふうにつないでいくというふうな、つながる部分を確認するのかということも、どこかで議論できればというふうには思っています。

ほかはいかがでしょうか。

やっぱり、達成度という言葉を使いましたが、実はこれ、検証があつて1年と3カ月で、逆に言うと、ここがいろいろ整理されて、取組を整理されたということ自体は、私はやっぱり札幌市が評価されるべきことだと思うのです。そういう意味では、まだこれからこうしていきますというようなことも含まれていて、あるいは過去の検証からこういうふうにしていくというようなことも、両方含まれていると思うのです。なので、まだこれからだというようなことも含めて、全部いろいろやって、ここまでできましたということを最終的に評価するようなことは、時間的な長さでできないだろうと思ったときに、長いスパンの中で継続的にやってきたことはここまでということと、今後、やっぱり新たに取り組もうというようなことは、こういう方向で、ここを目指して取り組むのだというようなことが、そこが明確に分かると議論もしやすく、生産的になるかなというふうに感じ

ているところなのですよ。ここは我々も議論をしながら評価しないと、始まったばかりのことについて評価するのはとても難しいので、むしろその考え方とか、今後どういうふうなところを目指すのかということについて、そういう方向でよろしいのかどうかということの議論になってくると思います。

ほかはいかがでしょうか。

なければ、ぶっ通しで2時間超えましたので、そろそろ時間的な限界かと思うのですけれども、幾つか確認させてください。

一つは、今、3回の時間をいただいています。今日、全体を共有して、次回ですけれども、やはりこの資料に基づいて、あるいは、新たに提供いただく資料を読み込んで、少し全体としてどういう評価ができるのか、あるいは今の現状の取組について、この評価ワーキングでどういうふうに評価できるのかということをやったり、事前に評価をして整理をしないといけないと思うのです。その上で、例えばもう少し詳しくお話をお伺いしたとか、こういう方にお話をお伺いしたいという、ヒアリングですね、それをするのかしないのか。するとすれば、どういう方に何をお伺いするのか、それは、資料のご提供ということで済むのか、直接お話を伺いたいということになるのかというようなことを議論しないといけない、それを次回というふうにしたいと思います。

そうすると、2回、3回ありますけれども、3回目でまとめというのはできませんので、そうすると、3回目が仮にヒアリングをするというふうになったら、ちょっと自動的に一、二回のお時間を頂戴するようなことが出てくる可能性がありますので、それは次回の議論を見ながら、その後のことは調整させていただきたいということが1点です。

もう一つは、次回に向けて、今幾つか、こういう資料はとか、どういうふうな観点での考えはとかというふうにして、ご提供いただきたい、あるいはお示しいただきたいような資料などが幾つか出されました。今日出たところについては事務局のほうでまとめていただいて、次回までに準備できること、あるいはできないことも含めて、こういう形というふうになると、なるべく早く、できれば逐次送っていただけると目を通せると思いますので、できたものからなるべく早く送っていただくというようなことと、もう一つは、もしそういうものがあれば、委員の方も事務局のほうに、そういう追加の資料、希望する資料、こういうことはどうなのかというご質問をお寄せいただいて、それをもって、次回、全体的な意見交換というふうにしたいと思います。

次回は、3時間ですから、いただいた資料を含めて中身の話。

鈴木委員が、チャットでありますけれども、もしご発言があればどうぞ。

○鈴木委員 いや、特にないです、書いたとおりです、済みません。

○松本部長 こちらのフロアにおられる方、チャットが見られないのです。

○鈴木委員 済みません、では、かなり細かい話をさせていただいたのですけれども、前提として、市がここまで本当に取り組んでいることに、僕はいろいろな自治体を見ているので、すごい敬意を表していますし、すごい高い評価は前提です。その上でということで

細かな話もさせていただいたのですけれども、市の方がこれだけ遅い時間までずっと取り組んでいて、資料もつくってくださっていて、何か、鈴木ががながんががん言って、気がなえてしまったら困るなというところでちょっとチャットに書かせていただきました。ちょっと口調が僕強いので、何か、がながん責めているように感じられたら申し訳ありませんということをチャットのほうで、本当に何か、こういう取り組んで改善しようということ自体がほかの自治体になく取組ですので、前向きに参加をさせていただきたいということで、エールではないのですけれども、そのことだけ再度述べさせていただきます、済みません。

○松本部長 ありがとうございます。こういう形で、検証報告というのは出しっ放しが多いのですけれども、それがどうなりましたということで、また別途の議論の機会が設けられるということ自体、本来あるべき姿だと思いますけれども、なかなかこれまでとられてこなかったことだというふうに思っていますので、そこに向けていろいろ議論はかなりされていると思いますので、こうやって資料をまとめられていること自体については、私も、大変敬意を表したいというふうに考えております。その上で、だからこそ、もう少し我々も議論に加わらせていただければと思っているということがあります。鈴木委員、どうもありがとうございます。

あと、Zoomだとどうしても雰囲気が伝わりにくいので、会場にいと、その場の雰囲気とかで、お互い少し和らいだり、その逆もあるのですけれども、Zoomというのは、オンラインというのは、ちょっとその辺りが難しいところがあるのですけれども、どうぞお気になさらずに。

それでは、次回の進め方だけ確認をしたということで、これ以降は、予定した3回で済むのか、もうちょっとかかるのかは、次回の議論を見て決めたいと思いますけれども、まず、ヒアリング等で時間、回数をどうするかということであれば、1回、2回、延びるということもちょっとお含み置きいただければというふうに思っております。

そんなところでしょうか。事務局のほうから何か追加の確認なり、ありますか。

○事務局（馬場企画係長） 企画係長の馬場です。本日、委員の皆様から資料提供のお話いろいろいただきましたので、ちょっと一覧にして、明日以降、皆様にもう一度メールしたいと思います。それで、これが抜けているですとか、こういったものを追加というものがあれば、それに返信という形でご連絡いただければと思います。こちらもなるべく早く準備はしますが、一遍には送れないと思いますので、先ほど松本座長がおっしゃったように、できたものから順次送付という形でいければと思いますので、よろしく願います。郵送物もあるかと思いますが、送付先のご希望ありましたら、それもメールで返信でいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○松本部長 希望した資料が日にちまで調わなければ、むしろ、部会の進行を若干遅らせて、あまり拙速にやらないというふうにしたい、それは冒頭の確認であります、取りまとめが少し延びてもということです。今、やっぱり新型コロナの対応で若干、先ほど、

阿部さんが、落ち着いたのでとおっしゃいましたけれども、まだちょっと予断を許さないところもありますので、そのルーティンワーク以上のことをされている中でのことです。で、ちょっと時間的に延びるということがあることはお含み置きいただければと。特に、それに加えて、札幌はマラソンという事業があるということもあって、いろいろ人手が割かれるようなこともありますので、そこもちょっとご了解いただければと思います。それはやらないという意味ではなくて、延びる可能性があるということはお含み置きいただきたいと思います、やることはやりましょうと。よろしいでしょうか。

それでは、休憩を挟まずにぶっ通しで2時間、時間になりました。大変お疲れだというふうに思います。一日の仕事が終わった後の時間帯ですので、各委員の方、あるいはここにお集まりの事務局の方々、あるいは児童相談所からの方々も含めて、大変お疲れさまでございました。なかなか疲れもたまる日々でありますけれども、何とか乗り切って、せっかくの機会ですので、前向きで、生産的な検証評価ワーキングができればというふうに考えております。

8. 閉 会

○松本部長 それでは、これで今日は閉会したいと思います。どうもありがとうございました。